

紙本墨書 本紙二一〇・二×二九・六
〔三の丸尚藏館〕
六幅
江戸時代 嘉永六年(一八五三)

近得一古銅器高セ寸深六寸六分口徑七分半腹圍
一尺重四十五兩且色蟹黒臺潤如玉頬有繩環
腹有平帶上紋繡精巧細入絲髮自非漢工

莫能措手也此器考博ニ圖以ゐ温壺ニ一名
鉛鑄可貯以溫湯用暖手足自環以上手主ニ自
環下足主ニ然手竊謂壺名盛酒之器詩云清

圓百壺禮云玉膏餧獻凡用兩壺次於尊彝用
於門內是也又按詩豳風十月斷壺古文鞞壺相
通而鞞亦古人所以盛飲也溫壺之制卒背口

この〈温壺引書〉の六幅対は、末尾に
「嘉永癸丑歲孟夏月」とあり、ペリー来航
直前である嘉永六年四月の筆であること
がわかる。ここでは、象山が最近入手し
た「温壺」と称する古銅器についての見
解を記している。冒頭には「温壺」の寸
法、色などの概要が述べられ古例を引き
ながら、「温壺」は手足を温めるものだと
記している。一方で象山自身は、酒を盛
る器ではないかとも考えたようで、こち

藩主である幸貫が老中に任じられる
と、象山は海外事情の研究を命じられ、
海防の問題に専心するようになる。嘉永
四年(一八五一)には江戸木挽町に私塾を開き、勝海舟や吉田松陰なども学んだ。
同年六月のペリー来航に際しては西洋
事情の探索などを求めるが、翌年門弟の
吉田松陰に密航を勧めたかどで、国許での
謹慎を命じられる。

九年間の謹慎を経て、元治元年(一八六
四)に幕命を受けて上洛し、一橋慶喜や皇
族・公卿の間を奔走した。しかし同年七
月十一日、山階宮邸へ伺候した帰途に尊
攘派に襲われ落命した。

この〈温壺引書〉の六幅対は、末尾に
「嘉永癸丑歲孟夏月」とあり、ペリー来航
直前である嘉永六年四月の筆であること
がわかる。ここでは、象山が最近入手し
た「温壺」と称する古銅器についての見
解を記している。冒頭には「温壺」の寸
法、色などの概要が述べられ古例を引き
ながら、「温壺」は手足を温めるものだと
記している。一方で象山自身は、酒を盛
る器ではないかとも考えたようで、こち

遍有稜細頸鉢腹其形蓋象瓢瓠則其為酒

器不可徵矣今以此為溫乎是器則取不類古人制

器設象吾知其法不然也因謂此器蓋所以溫酒故謂

之溫壺然李唐以前除合藥外無溫酒者而溫壺之名又不經見則併其名可證也但山海經華山首之湯其酒百壺郭注陽或作溫是或溫壺之

一證矣然後考確據如舉臆記以俟知者
嘉永癸丑歲孟夏月

象山平大呈書



らも古例を挙げながら考証を加えており興味深い。末尾には、これらは確たる証拠は無いので知者を待つ、と記されている。象山の知的好奇心の広さがうかがわれる。

(积文は118頁参照)

- ・各展覧会図録中、作品名や作者、制作年などの表記は、図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し、本ファイルを改変、再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は、書籍と同様に出典を明記してください。また、図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は、宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお、図版を営利目的の販売品や広告、また個人的な目的等で使用することはできません。

書の美、文字の巧

三の丸尚蔵館展覧会図録 No.
74

編集

宮内庁三の丸尚蔵館
宮内庁書陵部

制作

株式会社 東京美術

翻訳

黒川廣子

発行

宮内庁

平成

二十八年九月十七日発行

©2016, The Museum of the Imperial Collections, Sannomaru Shozokan

The Archives and Mausolea Department

Imperial Household Agency